

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
1		Cno	60	200					畜産農業(日平均排水量1000m ³ 以上の事業場の場合に限る。)
		Cni	60	70					2項に統合
2	畜産農業	Cno	60	200	60	200	60	130	畜産農業(日平均排水量1000m ³ 未満の事業場の場合に限る。)
		Cni	60	70	60	70	60	70	統合による名称変更
3	天然ガス鉱業	Cno	60	150	60	150	60	150	
		Cni	60	70	60	70	60	70	
4	非金属鉱業	Cno	25	35	10	15	15	25	
		Cni	15	30	10	15	15	25	
5	肉製品製造業	Cno	30	60	25	50	30	60	
		Cni	10	35	10	25	10	35	
6	乳製品製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
7	畜産食品製造業(前二項 に掲げるものを除く。)	Cno	30	40	30	40	30	40	
		Cni	10	35	10	20	10	35	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
9	寒天製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造 業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
11	水産練製品製造業(前項に 掲げるものを除く。)	Cno	45	55	25	35	45	55	水産練製品製造業
		Cni	10	50	10	20	10	50	日本標準産業分類による名称変 更
12	冷凍水産物製造業	Cno	45	55	25	55	45	55	
		Cni	10	50	10	15	10	30	
13	冷凍水産食品製造業	Cno	45	55	30	55	45	55	
		Cni	10	50	10	40	10	50	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
14	水産食料品製造業(8の項 から前項までに掲げるもの を除き、魚介類塩干・塩蔵 品製造業を含む。)	Cno	45	55	25	50	45	55	水産食料品製造業(8の項から 前項までに掲げるものを除 く。) ----- 日本標準産業分類による名称変 更
		Cni	10	50	10	30	10	50	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産 保存食料品製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
16	野菜漬物製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
17	味そ製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
18	しょう油・食用アミノ酸製 造業	Cno	45	145	25	120	45	95	
		Cni	10	50	10	35	10	50	
19	うま味調味料製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	化学調味料製造業 ----- 日本標準産業分類による名称変 更
		Cni	10	25	10	20	10	25	
20	ソース製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
21	食酢製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
22	砂糖精製業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化 糖製造業	Cno	20	145	15	30	20	145	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
24	小麦粉製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
25	パン製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
26	生菓子製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
27	ビスケット類・干菓子製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
28	米菓製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	20	30	15	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
30	植物油脂製造業	Cno	20	30	10	20	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
31	動物油脂製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
32	食用油脂加工業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
34	穀類でんぷん製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
35	めん類製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
36		Cno	20	30					こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業
		Cni	10	25					削除
37	豆腐・油揚げ製造業	Cno	30	40	20	40	30	40	
		Cni	10	35	10	25	10	35	
38	あん類製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
39	冷凍調理食品製造業	Cno	30	40	20	35	30	40	
		Cni	10	35	10	20	10	35	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮 豆の製造に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
41	清涼飲料製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
42	果実酒製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
43	ビール製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
44	清酒製造業	Cno	20	30	10	20	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
45	蒸留酒・混成酒製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
46	インスタントコーヒー製造 業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
47	配合飼料製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
48	単体飼料製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
49	有機質肥料製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
50	たばこ製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
51	生糸製造業(繊維工業で副 蚕糸精練工程に係るものを 含む。)	Cno	20	30	20	30	20	30	器械生糸製造業
		Cni	10	25	10	20	10	25	統合による名称変更
52		Cno	20	30					座繰生糸製造業
		Cni	10	25					51項に統合

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
53		Cno	20	30					玉糸製造業
		Cni	10	25					51項に統合
54		Cno	20	30					生糸製造業(51の項から前項 に掲げるものを除く。)
		Cni	10	25					51項に統合
55	繊維工業(51の項に掲げる もの及び衣服その他の繊維 製品に係るものを除く。以 下同じ。)で整毛工程に係 るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
56		Cno	20	30					繊維工業で副蚕糸精練工程に係 るもの
		Cni	10	25					51項に統合
57	繊維工業で麻製織工程に係 るもの	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
58	繊維工業で毛織物機械染色 整理工程(のり抜き、精練 漂白、シルケット加工その 他の染色整理工程に付帯し て行われる加工処理工程 (以下「染色整理工程付帯 加工処理工程」という。) を含む。)に係るもの	Cno	20	30	10	20	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
59	繊維工業で織物機械染色整 理工程(染色整理工程付帯 加工処理工程を含む。)に 係るもの(前項に掲げるも のを除く。)	Cno	20	40	10	30	20	40	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
59項の備考	綿織物捺染工程にあつては	Cno	60	150	60	80	60	100	
		Cni		60		55		60	
60	繊維工業で織物手加工染色 整理工程(染色整理工程付 帯加工処理工程を含む。) に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染 色整理工程(染色整理工程 付帯加工処理工程を含 む。)に係るもの	Cno	20	40	15	25	20	40	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
62	繊維工業でニット・レース 染色整理工程(染色整理工 程付帯加工処理工程を含 む。)に係るもの	Cno	20	30	10	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
63	繊維工業で繊維雑品染色整 理工程(染色整理工程付帯 加工処理工程を含む。)に 係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	C _n 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	C _{no}	20	30	20	30	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	20	10	25	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	C _{no}	20	30	15	25	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	C _{no}	20	30	20	30	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	C _{no}	20	30	20	30	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
68	繊維工業(55の項から前項に掲げるものを除く。)	C _{no}	20	30	15	25	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	20	10	25	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	C _{no}	20	30	20	30	20	30	一般製材業
		C _{ni}	10	25	10	25	10	25	統合による名称変更
70		C _{no}	20	30					木材チップ製造業
		C _{ni}	10	25					69項に統合
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	C _{no}	20	30	10	25	20	30	合板製造業
		C _{ni}	10	25	10	20	10	25	統合による名称変更
72		C _{no}	20	30					パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを除く。)
		C _{ni}	10	25					71項に統合
73		C _{no}	20	30					パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの
		C _{ni}	10	25					71項に統合
74		C _{no}	20	30					床柱製造業
		C _{ni}	10	25					削除
75	木材薬品処理業	C _{no}	20	30	20	30	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	C _{no}	20	30	10	15	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	C _n 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
77	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でサルファ イトパルプ製造工程に係る もの	C _{no}	20	30	10	15	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
78	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でグランド パルプ製造工程、リファイ ナーグランドパルプ製造工 程又はサーモメカニカルパ ルプ製造工程に係るもの	C _{no}	20	30	10	15	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
79	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で未さらし ケミグランドパルプ製造工 程又は未さらしセミケミカ ルパルプ製造工程に係るも の(次項に掲げるものを除 く。)	C _{no}	20	30	10	15	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
80	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でさらしケ ミグランドパルプ製造工程 (前行程の未さらしケミグ ランドパルプ製造工程を含 む。)又はさらしセミケミ カルパルプ製造工程(前工 程の未さらしセミケミカル パルプ製造工程を含む。) に係るもの	C _{no}	20	30	10	15	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
81	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で未さらし クラフトパルプ製造工程に 係るもの(次項に掲げるも のを除く。)	C _{no}	20	30	10	15	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
82	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でさらしク ラフトパルプ製造工程(前 工程の未さらしクラフトパ ルプ製造工程を含む。)に 係るもの	C _{no}	20	30	10	15	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
83	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原 料とするパルプ製造工程に 係るもの(次項に掲げるも のを除く。)	C _{no}	20	30	10	15	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
84	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原 料とし脱インキ又は漂白を	C _{no}	20	30	10	15	20	30	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	C _n 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
84	行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	C _{no}	20	30	10	15	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	C _{no}	20	30	10	15	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	C _{no}	20	30	10	15	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	C _{no}	20	30	10	15	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
89	機械すき和紙製造業	C _{no}	20	30	10	15	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
90	手すき和紙製造業	C _{no}	20	30	10	15	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
91	塗工紙製造業	C _{no}	20	30	10	15	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
92	段ボール製造業	C _{no}	20	30	10	15	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
93	重包装紙袋製造業	C _{no}	20	30	10	15	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
94	セロファン製造業	C _{no}	20	30	20	30	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	
95	乾式法による繊維板製造業	C _{no}	20	30	20	30	20	30	
		C _{ni}	10	25	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
96	繊維板製造業(前項に掲げ るものを除く。)	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
97	パルプ製造業、紙製造業又 は紙加工品製造業(76の項 から前項までに掲げるもの を除く。)	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
98		Cno	20	30					新聞業
		Cni	10	25					100項に統合
99		Cno	20	30					出版業
		Cni	10	25					100項に統合
100	印刷業(新聞その他の出版 物を印刷するものを含 む。)	Cno	20	30	20	30	20	30	印刷業
		Cni	10	25	10	25	10	25	統合による名称変更
101	製版業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
102	窒素質・りん酸質肥料製造 業	Cno	15	165	15	25	15	90	
		Cni	10	70	10	15	10	70	
102項の備考 (1)	アンモニア製造工程にあっ ては	Cno	40	165	40	150	40	100	
		Cni	30		30	40	30		
102項の備考 (2)	アンモニア誘導品製造工程 にあつては	Cno	200	650	200	210	200	430	
		Cni	200	650	200	210	200	210	
102項の備考 (3)	尿素製造工程にあつては	Cno	1500	6000	1100	1200	1500	1600	
		Cni	1500	6000	1100	1200	1100	1200	
103	複合肥料製造業	Cno	15	60	15	35	15	45	
		Cni	10	60	10	15	10	45	
104	化学肥料製造業(前二項に 掲げるものを除く。)	Cno	15	60	10	15	15	25	
		Cni	10	60	10	15	10	25	
105	ソーダ工業	Cno	15	25	10	15	15	25	
		Cni	10	25	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
106	電炉工業	Cno	15	25	15	25	15	25	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
107	無機顔料製造業	Cno	50	160	25	40	50	110	
		Cni	40	60	20	30	40	60	
107項の備考	黄鉛顔料製造工程にあつては	Cno		1000	50	700		700	
		Cni		1000	40	600		600	
108	無機化学工業製品製造業 (105の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	50	160	20	50	20	50	
		Cni	40	60	10	40	10	40	
108項の備考 (1)	バナジウム化合物製造工程 (塩析工程を有するものに 限る。)にあつては	Cno		6000	50	6000	50	6000	バナジウム化合物製造工程に あつては) ----- 暫定排水基準業種との整合
		Cni		6000	40	6000	40	6000	
108項の備考 (2)	酸化コバルト製造工程に あつては	Cno		880	50	750	50	750	
		Cni		880	40	750	40	750	
108項の備考 (3)	モリブデン化合物製造工程 (塩析工程を有するものに 限る。)にあつては	Cno		6000	50	6000	50	6000	モリブデン化合物製造工程に あつては) ----- 暫定排水基準業種との整合
		Cni		6000	40	6000	40	6000	
108項の備考 (4)	イットリウム酸化物製造工 程にあつては	Cno		1200	50	150	50	150	
		Cni		1200	40	150	40	150	
108項の備考 (5)	酸化銀製造工程にあつては	Cno		1500	50	210	50	210	
		Cni		300	40	210	40	210	
108項の備考 (6)	酸化ジルコニウム製造工程 にあつては	Cno		400	50	230	50	400	
		Cni		300	40	230	40	300	
108項の備考 (7)	窒素又はその化合物を含有 する原料を使用する工程に あつては	Cno			50	160	50	160	新規に備考欄を追加
		Cni			40	60	40	60	
109	石油化学系基礎製品製造業 で脂肪族系中間物製造工程 に係るもの	Cno	15	80	15	60	15	80	
		Cni	10	35	10	15	10	35	
109項の備考	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあつ ては	Cno	50	240	50	240	50	240	
		Cni	40	55	40	50	40	55	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
110	石油化学系基礎製品製造業 で環式中間物・合成染料・ 有機顔料製造工程に係るもの	Cno	15	80	15	30	15	50	
		Cni	10	35	10	25	10	35	
110項の備考	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあっ ては	Cno	60	300		60	60	180	
		Cni	50	120		30	50	60	
111	石油化学系基礎製品製造業 でプラスチック製造工程に 係るもの	Cno	15	60	15	60	15	60	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
112	石油化学系基礎製品製造業 で合成ゴム製造工程に係る もの	Cno	15	80	15	25	15	80	
		Cni	10	35	10	15	10	35	
112項の備考	窒素又はその化合物を原料 又は乳化助剤として使用す るものにあつては	Cno	50	240	50	145	50	160	
		Cni	40	55	15	40	40	55	
113	石油化学系基礎製品製造業 で有機化学工業製品製造工 程(脂肪族系中間物製造工 程、環式中間物・合成染 料・有機顔料製造工程、プ ラスチック製造工程及び合 成ゴム製造工程を除く。)に 係るもの	Cno	15	80	15	40	15	60	
		Cni	10	35	10	15	10	35	
113項の備考	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあっ ては	Cno	20	85		55	20		
		Cni	15			30	15		
114	石油化学系基礎製品製造業 (109の項から前項までに 掲げるものを除く。)	Cno	15	60	15	25	15	60	
		Cni	10	30	10	20	10	30	
115	脂肪族系中間物製造業	Cno	15	80	15	35	15	80	
		Cni	10	35	10	15	10	35	
115項の備考 (1)	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあっ ては	Cno	50	240	45	120	50	150	
		Cni	40	55	20	40	40	55	
115項の備考 (2)	靑酸誘導品含有排水を排出 する工程にあつては	Cno	500	5000	300	2750	500	510	
		Cni	500	5000	300	500	500	510	
116	メタン誘導品製造業	Cno	15	60	15	60	15	40	
		Cni	10	30	10	15	10	30	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
117	発酵工業	Cno	15	60	15	55	15	40	
		Cni	10	30	10	20	10	30	
118	コールタール製品製造業	Cno	1000	1300	330	530	800	1000	
		Cni	1000	1300	170	410	800	1000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	Cno	15	80	15	55	15	70	
		Cni	10	35	10	15	10	35	
119項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては)	Cno	60	300	30	100	60	180	
		Cni	50	120		50	50	120	
120	プラスチック製造業	Cno	15	60	10	25	15	50	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
120項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては	Cno	50	240	20	70	50	150	
		Cni	40	55		35	40	55	
121	合成ゴム製造業	Cno	15	80	15	45	15	50	
		Cni	10	35	10	15	10	35	
121項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては	Cno	50	240	40	100	50	150	
		Cni	40	55	20	40	40	55	
122	有機化学工業製品製造業 (109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	15	80	15	70	15	80	
		Cni	10	35	10	15	10	35	
122項の備考 (1)	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	20	85	20	85	20	85	
		Cni	15		15	35	15		
122項の備考 (2)	イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては	Cno	20	1400	20	210	20	420	
		Cni	15	1400	15	30	15	420	
122項の備考 (3)	メラミン製造工程にあつては	Cno	1500	6000	850	1500	850	1500	
		Cni	1500	6000	850	1500	850	1500	
122項の備考 (4)	化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあつては	Cno		1000		200		1000	
		Cni				35			

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次につ けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
123	レーヨン・アセテート製造 業のうちレーヨンの製造に 係るもの	Cno	15	30	10	15	15	25	
		Cni	10	20	10	15	10	20	
124	レーヨン・アセテート製造 業のうちアセテートの製造 に係るもの	Cno	15	30	15	25	15	25	
		Cni	10	20	10	20	10	20	
125	合成繊維製造業	Cno	15	30	10	15	15	30	
		Cni	10	20	10	15	10	20	
125項の備考	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあっ ては	Cno	50	240	50	60	50	150	
		Cni	40	55	35	50	40	55	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリ ン製造業	Cno	15	55	10	30	15	55	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	Cno	15	55	15	25	15	55	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
128	界面活性剤製造業（前項に 掲げるものを除く。）	Cno	15	55	15	55	15	55	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
129	塗料製造業	Cno	15	55	15	30	15	55	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
130	印刷インキ製造業	Cno	15	55	15	30	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
131	医薬品原薬・製剤製造業	Cno	15	75	15	45	15	75	
		Cni	10	40	10	15	10	40	
131項の備考	医薬品原薬製造工程（窒素 又はその化合物を原料とし て使用するものに限る。） にあつては	Cno	25	145	25	120	25	130	
		Cni	20		20	30	20		
132	医薬品製剤製造業	Cno	15	25	10	20	15	25	
		Cni	10	20	10	15	10	20	
133	生物学的製剤製造業	Cno	15	25	10	20	15	25	
		Cni	10	20	10	15	10	20	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
134	生薬・漢方製剤製造業	Cno	15	25	15	25	15	25	生薬製造業
		Cni	10	20	10	15	10	20	日本標準産業分類による名称変更
135	動物用医薬品製造業	Cno	15	25	15	25	15	25	
		Cni	10	20	10	15	10	20	
136	火薬類製造業	Cno	15	90	15	65	15	65	
		Cni	10	30	10	20	10	30	
137	農薬製造業	Cno	15	90	15	70	15	80	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
138	合成香料製造業	Cno	15	90	15	35	15	90	
		Cni	10	30	10	20	10	30	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cno	15	90	15	25	15	70	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	Cno	15	90	15	25	15	30	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
141		Cno	15	90					にかわ製造業
		Cni	10	30					142項に統合
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	Cno	15	120	15	25	15	55	ゼラチン・接着剤製造業(前項に掲げるものを除く。)
		Cni	10	30	10	15	10	30	統合による名称変更
143	写真感光材料製造業	Cno	15	90	15	25	15	25	
		Cni	10	30	10	20	10	20	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	Cno	15	90	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	15	
145	イオン交換樹脂製造業	Cno	15	90	15	25	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
146	化学工業(102の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	15	90	15	55	15	60	
		Cni	10	30	10	20	10	30	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
147	石油精製業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
148	潤滑油製造業（前項に掲げ るものを除く。）	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
149	コークス製造業	Cno	600	1000	500	950	600	1000	
		Cni	400	800	320	400	400	800	
150	石油コークス製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
151	自動車タイヤ・チューブ製 造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
152	ゴム製品製造業でラテック ス成型型洗浄工程に係るも の	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
153	ゴム製品製造業（前二項に 掲げるものを除く。）	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
154	なめしかわ製造業	Cno	20	75	20	75	20	75	
		Cni	10	75	10	15	10	75	
155	毛皮製造業	Cno	20	75	10	20	20	30	
		Cni	10	75	10	20	10	30	
156	板ガラス製造業	Cno	20	30	10	20	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
157	板ガラス加工業	Cno	20	30	10	20	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
158	ガラス製加工素材製造業	Cno	20	30	10	20	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
159	ガラス容器製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	20	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
160	理化学用・医療用ガラス器 具製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	20	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス 器具製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	20	
162	ガラス繊維(長繊維に限 る。)・同製品製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
163	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除 く。)	Cno	20	40	20	30	20	30	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
164	ガラス・同製品製造業 (156の項から前項までに 掲げるものを除く。)	Cno	20	30	10	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
165	生コンクリート製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
166	コンクリート製品製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
167	セメント製品製造業(前二 項に掲げるものを除く。)	Cno	20	30	10	20	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
168	黒鉛電極製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
169	砕石製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	Cno	20	30	10	25	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
171		Cno	20	30					模造真珠製造業(ガラス製のも のに限る。)
		Cni	10	25					削除
172	うわ薬製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
173	高炉による製鉄業	Cno	15	55	10	20	15	35	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業
		Cni	10	30	10	15	10	30	統合による名称変更
173項の備考 (1)	コークス製造工程にあつては	Cno	600	1000	500	950	600	1000	
		Cni	400	800	320	400	400	800	
173項の備考 (2)	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	130	55	100	55	100	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
174		Cno	15	55					製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業
		Cni	10	30					173項に統合
174項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60					削除
175	フェロアロイ製造業	Cno	15	55	15	25	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
175項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60					削除
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
176項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60					削除
177		Cno	15	55					転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業
		Cni	10	30					178項に統合
177項の備考		Cno	55	130					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60					178項の備考に統合
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	Cno	15	55	15	25	15	25	電気炉(単独電気炉を含む。))による製鋼・製鋼圧延業
		Cni	10	30	10	15	10	25	統合による名称変更
178項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	130	55	100	55	100	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60	40	50	40	60	統合による名称変更

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
179	熱間圧延業(182の項及び 183の項に掲げるものを除 く。)	Cno	15	55	15	25	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
179項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	130	55	100	55	100	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
180	冷間圧延業(182の項及 び183の項に掲げるもの を除く。)	Cno	15	55	10	15	15	55	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
180項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	130	55	100	55	100	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
181項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
182	鋼管製造業	Cno	15	55	15	25	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
182項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
183	伸鉄業	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
183項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
184	磨棒鋼製造業	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
184項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	45	55	55	65	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
185	引抜鋼管製造業	Cno	15	55	15	25	15	45	
		Cni	10	30	10	15	10	30	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
185項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
186	伸線業	Cno	15	55	15	40	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
186項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
187	ブリキ製造業	Cno	15	55	10	15	15	35	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
187項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
		Cni	40	60					削除
188	亜鉛鉄板製造業	Cno	15	55	10	15	15	45	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
188項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
		Cni	40	60					削除
189	めっき鋼管製造業	Cno	15	55	15	50	15	40	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
189項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
		Cni	40	60					削除
190	めっき鉄鋼線製造業	Cno	15	55	15	50	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
190項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
		Cni	40	60					削除
191	表面処理鋼材製造業（187 の項から前項までに掲げる ものを除く。）	Cno	15	55	10	55	15	35	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
191項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	60	40	50	40	60	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
192	鍛鋼製造業	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
192項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
		Cni	40	60					削除
193	鍛工品製造業	Cno	15	55	15	25	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
193項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
		Cni	40	60					削除
194	鋳鋼製造業	Cno	15	55	10	20	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
194項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
		Cni	40	60					削除
195	鋳鉄鋳物製造業(196の項 及び197の項に掲げるもの を除く。)	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
195項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
		Cni	40	60					削除
196	鋳鉄管製造業	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
196項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
		Cni	40	60					削除
197	可鍛鋳鉄製造業	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
197項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
		Cni	40	60					削除
198	鉄粉製造業	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
198項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60					削除
199	鉄鋼業（173の項から前項 までに掲げるものを除 く。）	Cno	15	55	15	25	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
199項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
200	非鉄金属製造業	Cno	20	70	15	35	20	70	
		Cni	10	60	10	15	10	60	
200項の備考		Cno	60	70					核燃料製造工程にあつては
		Cni	50	65					削除
201	電気めっき業	Cno	20	40	20	40	20	30	
		Cni	10	35	10	30	10	30	
201項の備考	窒素又はその化合物による 表面処理施設を設置するも のにあつては	Cno	60	200	50	120	60	130	
		Cni	50	120	35	55	50	120	
202	金属製品製造業（前項に掲 げるものを除く。）	Cno	20	40	15	40	20	40	
		Cni	10	35	10	25	10	35	
202項の備考 (1)	溶融めっき工程（窒素又は その化合物による表面処理 施設を設置するものに限 る。）にあつては	Cno	60	70	40	50	60	70	
		Cni	50	65	25	40	50	65	
202項の備考 (2)	アルマイト加工工程（窒素 又はその化合物による表面 処理施設を設置するもの に限る。）にあつては	Cno	60	120	55	120	60	90	
		Cni	50	120	35	50	50	90	
203	一般機械器具製造業	Cno	20	35	20	35	20	35	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
203項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno		65		45		45	
		Cni							
204	プリント回路板製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	プリント配線基盤製造業
		Cni	10	25	10	20	10	25	名称変更

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
204項の備考		Cno	20	80					窒素又はその化合物による表面 処理施設を設置するものにあっ ては
		Cni	10	25					削除
205	電気機械器具製造業（前項に 掲げるものを除き、情報通 信機械器具製造業、電子部 品・デバイス製造業を含 む。）	Cno	20	30	15	30	20	30	電気機械器具製造業（前項に掲 げるものを除く。）
		Cni	10	25	10	15	10	25	日本標準産業分類による名称変 更
205項の備考 (1)	民生用電気機械器具製造工 程（窒素又はその化合物に よる表面処理施設を設置す るものに限る。）にあっては	Cno	30	60			30	40	
		Cni	20	35		20	20	35	
205項の備考 (2)	半導体素子製造工程にあっ ては	Cno	30	60	20	45	30	60	
		Cni	20	35	15	25	20	35	
206	輸送用機械器具製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
206項の備考	自動車・同付属品製造工程 (窒素又はその化合物によ る表面処理施設を設置す るものに限る。)にあっては	Cno	25	60	20	35	25	50	
		Cni	20	30		20	20	30	
207	精密機械器具製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
207項の備考	時計・同部分品製造工程 (時計側を除く。)にあっ ては	Cno	30	60	30	45	30	45	
		Cni		35		25			
208	ガス製造工場	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
209	下水道業	Cno	10	40	10	40	10	40	
		Cni	10	40	10	40	10	40	
209項の備考 (1)	標準活性汚泥法その他これ らと同程度に下水中の窒素 を除去できる方法より高度 に下水中の窒素を除去でき る方法により下水を処理す るもの（高濃度の窒素を含 有する汚水を多量に受け入 れて処理するものを除 く。）にあっては	Cno		20		20		20	
		Cni		20		20		20	
209項の備考 (2)	高濃度の窒素を含有する汚 水を多量に受け入れて処理 するものにあつては	Cno		60		60		60	
		Cni		60		60		60	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
210	空瓶卸売業	Cno	25	35	20	30	25	35	
		Cni	15	30	10	15	15	30	
211	共同調理場(学校給食法 (昭和29年法律第160 号)第5条の2に規定する 施設をいう。)	Cno	25	35	15	30	25	35	
		Cni	15	30	10	15	15	30	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	Cno	25	35	15	30	25	35	
		Cni	15	30	10	15	15	30	
213	飲食店	Cno	25	60	25	60	25	60	
		Cni	15	45	10	30	15	45	
214	旅館	Cno	25	60	25	45	25	60	
		Cni	15	45	15	30	15	45	
215	リネンサプライ業	Cno	25	35	10	20	25	35	
		Cni	15	30	10	15	15	30	
216	洗濯業(前項に掲げるもの を除く。)	Cno	25	35	15	25	25	35	
		Cni	15	30	10	20	15	30	
217		Cno	25	35					商業写真業
		Cni	15	30					218項に統合
218	写真業又は写真現像・焼付 業	Cno	25	35	20	30	25	35	写真業(前項に掲げるものを除 く。)
		Cni	15	30	15	25	15	30	統合による名称変更
219	自動車整備業	Cno	25	35	15	25	25	35	
		Cni	15	30	10	20	15	30	
220	病院	Cno	25	60	25	60	25	60	
		Cni	15	45	15	25	15	45	
221	し尿浄化槽(建築基準法施 行令(昭和25年政令第3 38号)第32条第1項の 表に規定する算定方法によ り算定した処理人員が50 1人以上のものに限る。)	Cno	20	60	20	60	20	60	
		Cni	10	40	10	40	10	40	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
221項の備考	第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cno		30		30		30	
		Cni		30		30		30	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限るのものに限る。）	Cno	20	60	20	60	20	60	
		Cni	10	50	10	50	10	50	
222項の備考	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cno		40		40		40	
		Cni		40		40		40	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	Cno	20	60	20	60	20	60	
		Cni	10	40	10	40	10	40	
223項の備考	嫌気性硝化法、好気性硝化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cno		50		50		50	
		Cni		30		30		30	
224	ごみ処理業	Cno	25	35	20	30	25	35	
		Cni	15	30	10	20	15	30	
225	廃油処理業	Cno	25	35	10	30	25	35	
		Cni	15	30	10	15	15	30	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	Cno	40	50	20	50	40	50	
		Cni	20	45	10	40	20	45	
227	死亡獣畜取扱業	Cno	25	35	25	35	25	35	
		Cni	15	30	15	25	15	30	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
228	と畜場	Cno	25	60	25	60	25	60	
		Cni	15	30	15	25	15	30	
229	中央卸売市場	Cno	25	35	20	30	25	35	
		Cni	15	30	15	25	15	30	
230	地方卸売市場	Cno	25	35	20	30	25	35	
		Cni	15	30	15	25	15	30	
231	試験研究機関（水質汚濁防 止法施行規則第1条の2各 号に掲げるものをいう。）	Cno	25	35	20	35	25	35	
		Cni	15	30	10	25	15	30	
232	一の項から前項までに分類 されないもの	Cno	10	60	10	60	10	60	
		Cni	10	60	10	50	10	60	

備考

- 1 本表は水質汚濁防止法施行規則第1条の6第3項の環境大臣が定める業種その他の区分及びその区分ごとの範囲に関するものである。
- 2 工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。ただし、本表の範囲においてC値を定めることが適当でないと認められる場合、都府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場につき、C値を別に定めることができる。
- 3 大阪湾とは、和歌山市田倉崎から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島松帆崎から明石市朝霧川河口左岸まで引いた線及び陸岸に囲まれた海域をいう。